

公立紀南病院組合有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立紀南病院組合（以下「本組合」という。）の新たな財源を確保し、もって、病院サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、本組合の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次に掲げる本組合の財産をいう。

- (1) 広報誌「サザンクロス」
- (2) 紀南病院ホームページ
- (3) 紀南こころの医療センターホームページ
- (4) 紀南看護専門学校ホームページ
- (5) 紀南病院入院案内
- (6) その他管理者が広告掲載を適当と認めるもの

2 この要綱において、「広告主」とは、本組合の広告媒体への広告の掲載を申請した者とする。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、本組合の公共機関としての社会的な信頼及び公平性を損なうことがないものとし、次の各号のいずれかに該当しないものでなければならない。

- (1) 法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、名誉き損のおそれがあるもの及び各種差別的なもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）以下「風営法」という。）に定める風俗営業に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 本組合が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) その他掲載する広告として適当でないと本組合管理者が認めるもの

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業（以下「事業等」という。）を営む広告主の広告については、掲載等をさせてはならない。

- (1) 風営法に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融及び事業者金融
- (3) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (5) 社会問題を起こしている事業者
- (6) その他本組合の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

(広告規格等)

第5条 広告の規格、期間、掲載料、募集方法等については、管理者が別に定める。

(広告掲載の決定)

第6条 管理者は、広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に本組合有料広告掲載決定通知書により通知するものとする。なお広告掲載の可否決定後に入札及び抽選が必要な場合は、その後に通知するものとする。

(広告主の責任等)

第7条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第8条 管理者は、次の場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) その他広告掲載に支障があると管理者が認めたとき。

(広告掲載の取下げ)

第9条 広告主は、広告媒体の発行期日の1ヶ月前であれば、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取下げをしようとするときは、書面により管理者に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。

2 管理者は、広告主の責めによらない事由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

3 広告掲載料を還付するときは、当該広告掲載料の納入を受けてから還付するまでの期間に対する利息を付さないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。